

緊急かけつけサポート 利用規約

※契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読み下さい。

第1条 会員補償制度

緊急かけつけサポート（以下「当サービス」とする）の規約を定める。

1. 本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」といいます。）を設けています。それらの諸規定は本利用規約の一部を構成するものとし、利用規約に定める内容と異なる場合、諸規定の内容が優先されます。

第2条 定義

- 「会員」とは、本利用規約に同意の上、当社所定の加入申込手続（以下「加入申込手続」といいます。）を行い、当社がこれを承諾した個人をいいます。
- 「利用者」とは、会員及びその同居人をいい、本利用規約に従い、本サービスを利用する者をいいます。

第3条 本サービスの利用

- 利用者は、利用規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
- 会員は、自己以外の本サービスの利用者による本サービスの利用に際して、これらの者に本利用規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。

第4条 消費税率又は地方消費税率の変更

会員は、消費税率又は地方消費税率が変更になった場合、その税率が施行される時から自動的に当該変更後の税率に従って、第12条第1項に定める料金に係る消費税及び地方消費税が変更されることに、予め同意するものとし、その他本サービスの提供に基づき発生する税込価格の料金についても同様とします。

第5条 有効期間

利用者は、加入申込手続の完了後、当社が指定した日より本サービスの利用を開始することができます。また、利用者は、本サービスの利用終了を希望するときは、その旨を当社に対し申し出るものとし、当該申出に基づく当社の手続完了をもって、本サービスの利用を終了するものとします。

第6条 登録情報の変更

- 本人は、当社に届け出た連絡先や同居人等の情報（以下「登録情報」といいます。）に 変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続をとるものとします。また、登録情報の変更は本人の申し出により行います。
- 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅滞などにより利用者が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

第7条 利用資格の取消し

利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は利用者の使用資格を取り消すことができます。

- ①加入申込手続の際に虚偽の申告をした場合
- ②本利用規約又は諸規定の定め違反した場合
- ③不要な問合せや悪質な問い合わせ等で本サービスの業務に支障をきたした場合
- ④暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人（いわゆる反社会的勢力）に属する、又は密接な関係を有する場合
- ⑤その他、当社が利用者として不適切とみなした場合

第8条 遅延損害金

当社は、本サービス利用者が利用契約に基づく債務の支払を遅延したときは、本サービス利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、年率14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

第9条 個人情報

1. 当社は、本サービスの利用等を通じて当社が知り得た利用者の個人情報（以下「利用者の個人情報」といいます。）について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 利用者は、利用者の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
 - ①利用者より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため
 - ②本サービスの運営上必要な事項を利用者に知らせるため
 - ③本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
 - ④本サービスの利用状況や利用者の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
 - ⑤当社又は業務提携先が提供するサービス、商品、キャンペーン等のご案内のため
3. 当社及び業務提携先は、本サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社及び業務提携先は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に利用者の個人情報を取り扱わせることがあり、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。
4. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は利用者の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
 - ①個人又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
 - ②裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要な場合
 - ③当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

第10条 規約の追加変更

本サービスの運営上、利用規約に追加又は変更の必要が生じた場合は、追加又は変更する条項について、当社が別途指定する方法にて告知するものとします。

第11条 免責

当社及び業務提携先は、本サービスの運営に関して故意又は重大な過失がない限り、利用者に対して損害賠償義務を負わないものとします。

第12条 内容

1. 利用者は、サービス対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、当社指定の専用フリーダイヤルを利用して、24時間365日、トラブルの応急的な解決を図るための情報提供又は現場駆けつけ対応のサービスを受けることができます。
 - ①カギの紛失・故障等、カギのトラブル（但し、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。）
 - ②水廻りのトラブル
 - ③ガラスのトラブル

④ガスのトラブル

⑤電気設備のトラブル（利用者が所有する家電製品は対象外とします。）

２．前項の現場駆けつけ対応時には、利用者の立ち会いが必要となります。

３．現場駆けつけ対応は、本条第１項各号に定めるトラブルについて、トラブルの応急的な解決を図るものであり、同一のトラブルごとに１回に限り、提供されるものとし、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、既に現場駆けつけ対応を行ったものについて、当社は再度の現場駆けつけ対応を行わないものとします。

第 13 条 利用料金

１．利用者は、現場駆けつけ対応を無料で受けることができます。但し、次の各号の場合、利用者は別途実費等を負担する場合があります（第１号の場合については負担するものとします。）。

① 60分を超過した作業の代金（超過10分ごとに1,500円（税別））

②現場駆けつけ対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金

③その他前各号に関連し、当社が当社の責に帰すべき事由なく前各号以外の実費等を負担した場合

２．利用者は、本サービスの対象に含まれない事項についても、作業員と協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。

３．現場駆けつけ対応ではトラブルが解決できない又は二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業員等と協議のうえ別途有料でサービスを依頼することができます。

４．当社は、本サービスの利用料金を、当社が指定する第三者に収納代行を委託し、あるいは、債権譲渡する場合があります。利用者はあらかじめこれに承諾するものとします。その場合、利用者は、当該第三者からの請求に応じて、当該第三者に対し、利用料金のお支払を行うものとします。

第 14 条 除外事項

次の場合は緊急かけつけサポートの対象外とします。

①建物共有設備におけるトラブル

②午後11時以降翌午前9時までの時間帯における破壊による開錠

③会員が所有する家電製品等に関するトラブル

④入居当初からの故障・破損に関するトラブル

⑤原状回復に関するトラブル

⑥地震等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル

⑦その他当社又は業務提携先が不適切と判断した場合

◆サービス問い合わせ先：0120-916-321

【重要事項説明】（※特定商取引法に基づく表示）

「緊急かけつけサポート 利用規約」および、本頁に記載の事項及びサービスの解除に関する事項の内容、また下記サイトの「GREEN サービス会員規約」の内容をすべて承諾し、申し込み致します。
<https://green06-co.jp/wp-content/uploads/2024/12/76fdce2892c09cd5c5808930ce1766e4.pdf>

(1)販売事業者
株式会社 GREEN

(2)所在地
大阪府大阪市中央区久太郎町 3-1-27 船場大西ビル 101 号室

(3)代表者
北野 裕平

(4)連絡先
050-3176-2469（代表番号）

(5)サービスの内容・種類
緊急かけつけサポート
※サービスの具体的な内容及び取引条件の詳細は、緊急かけつけサポートに関するご案内資料及び緊急かけつけサポート会員規約をご覧ください。

(6)ご利用料金
月額基本料金 1,760 円（税込）※契約月含む 2 か月無料

(7)ご利用料金のお支払の時期及び方法
支払方法：以下のうち、お客様が現在弊社に登録されている支払方法にてお支払いいただきます。

1.キャリア決済（携帯電話料金との合算）

2.クレジットカード

3.口座振替

4.銀行振込

6.その他弊社定める決済方法

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

※指定決済方法で決済が不可能な場合、弊社が定める上記他の決済方法にて決済をさせていただきます。

(8)サービスの提供時期
お客様からの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した時点からご利用いただけます。

(9)サービスに隠れた瑕疵がある場合の責任について
上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客様から受領する月額基本料金を上限とします。
当社は、本サービスの提供に起因して発生したデータの喪失、データの基本性の喪失、ソフトウェアの喪失、使用不能、それらから引き起こされる間接的損害、特別損害、偶発的損害、及び逸失利益についての責任は負いません。

(10)返品
サービスの性質上、返品は承っておりません。

(11)申込の撤回・契約の解除
申込の撤回・契約の解除については、以下に記載の「契約の申込の撤回」「初期契約解除制度に関するご案内」に従いますので、それぞれご確認ください。これに定めるものを除き、お客様都合での申込の撤回及び契約の解除は承っておりません。なお、サービスに関する利用契約の解除又は解除に関する書面のご提出は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご連絡願います。
※契約の解除に関する書面には「GREEN 契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名（いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報）を明記ください。

■契約解除書面の送付先

宛名 株式会社 GREEN 顧客カスタマーセンター

住所 〒541-0056

大阪府大阪市中央区久太郎町 3-1-27 船場大西ビル 101 号室※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

■契約解除通知のメール送付先

info@green06-co.jp

■契約解除通知の FAX 送付先

050-3488-4512

契約の申込の撤回

- お客様が電話勧誘販売または訪問販売でご契約された場合、本書面を受領された日から 8 日を経過するまでは、書面で当社に通知することにより無条件で契約の解除（クーリング・オフ）を行うことができ、その効力は書面を発したときから発生します。
- この場合お客様は①当社から損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。②既に引き渡された商品の引き取りに関する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払い義務はありません。③お客様は既に代金または対価の一部または全部を支払っている場合には、速やかにその金額の返還を受けることができます。④お客様は、商品を使用し、または権利を行使して得られた利益に相当する金額を請求されることはありません。
- 上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、当社から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付された日から 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録による通知によりクーリングオフをすることが出来ます。